

プール優待利用について

1 優待利用の対象者

県内の社会福祉施設等の入所者（通所者）とその介添者

2 各プールの利用について

	井頭公園一万人プール	那須野が原公園ファミリープール
利用期間	令和7(2025)年7月18日(金)～8月31日(日)	令和7(2025)年7月24日(木)～8月24日(日)
	※両プールとも土・日・祝日及び8月9日(土)～8月17日(日)は除きます。	
利用時間	両プールとも午前10時～午後4時(時間厳守)	
利用料金	両プールとも入場料が無料となります。(介添者も対象)	
	※駐車料金は、 <u>1台分のみ</u> 無料となります。	※駐車料金は、無料となります。
利用回数	期間中1人当たり最大2回まで利用ができます。	

3 申込みについて (申込み期限：7月4日(金)まで)

記入例を参考に利用を希望するプールの申込書(様式1または様式2)に必要な事項を記入し、栃木県保健福祉部保健福祉課へ郵送またはメールで申込みください。

①井頭公園一万人プールを利用する場合・・・(様式1)

②那須野が原公園ファミリープールを利用する場合・・・(様式2)

※複数回の利用を希望する場合は、コピーをとり、それぞれに必要な事項をご記入ください。

※申込み期限から優待利用券が送付されるまでの間に申込みの追加や申込み内容の変更等がある場合は、保健福祉課地域福祉担当にご連絡ください。

4 優待利用券の送付から優待利用日まで

(1) 送付された利用申込書に基づき、優待利用券を申込施設に送付します。

(2) 優待利用券送付後の利用取り止めや利用日の変更については、前日までに各プール管理事務所に必ず御連絡ください。

(3) 人数の変更については、利用日当日に各プール管理事務所窓口にご旨お伝えください。

(4) 施設は、利用日に当日分の優待利用券を持参し、原本をプールの受付に提出してください。

5 その他

(1) 一度に利用可能な人数について制限は設けておりませんが、プールの利用に当たっては、安全確保のため指導が十分行き届くよう、それぞれの状況に応じた引率者・介添者の派遣をお願いします。

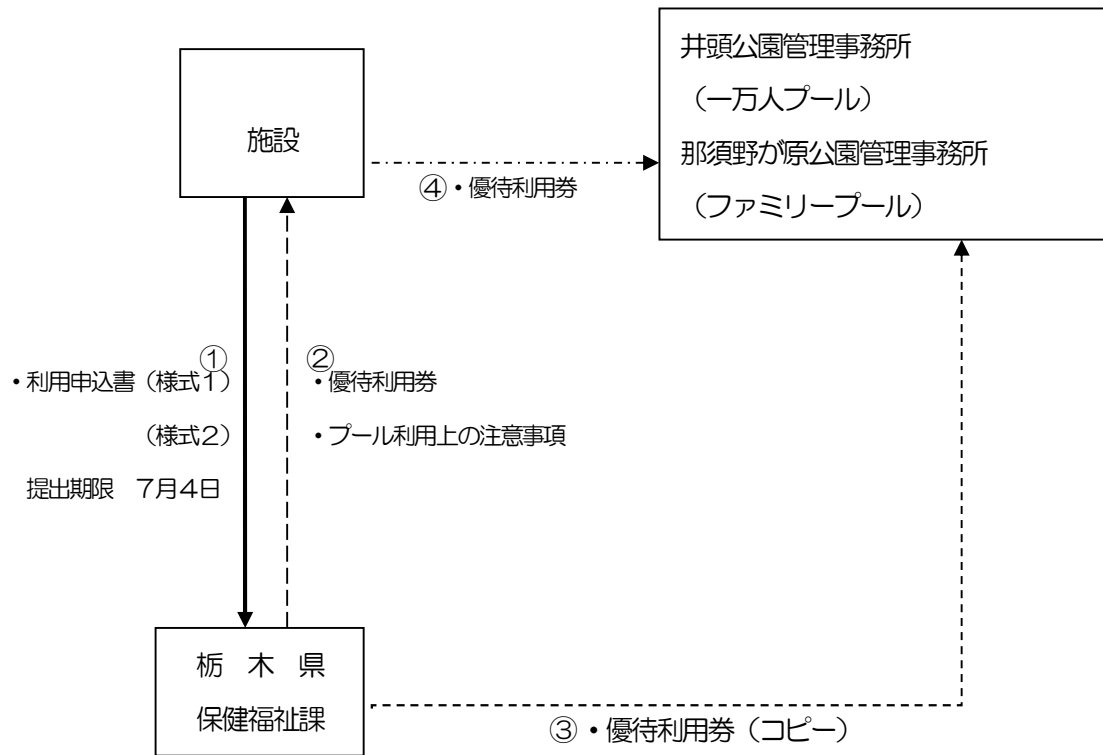
(2) 受付手続きは、利用者全員がそろってから行うようお願いします。

(3) 利用の際は、プール利用上の注意事項、プール監視員等の指示を厳守願います。

(4) 施設単位での利用制度ですので、施設利用者の家族単位での利用は御遠慮ください。

(5) 新型コロナウイルス感染防止対策については、各プールのホームページを御確認ください。

プール優待利用の事務の流れ



各施設等の連絡先

【井頭公園管理事務所（一万人プール）】

〒321-4415 真岡市下籠谷99

TEL 0285-83-3121

【那須野が原公園管理事務所（ファミリープール）】

〒329-2747 那須塩原市千本松801-3

TEL 0287-36-1220

【栃木県保健福祉部保健福祉課】

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20

TEL 028-623-3047 FAX 028-623-3131